4　二千七年一月一日前に建造された化学薬品タンカー以外の船舶であつて、1及び2に定めるZ類の物質のための吸排設備及び管系についての要件を満たすことができないものについて、量の要件については、適用しない。タンクが実行可能な限度まで空になる場合には、これらの要件を満たしたものとみなす。

5　1から3までに定める吸排設備に関する性能試験は、主管庁によつて承認されるものとする。当該試験は、試験の媒体として水を使用する。

6　X類、Y類又はZ類の物質を運送することが認められた船舶は、水中排出口を有するものとする。

7　二千七年一月一日前に建造された船舶であつてZ類の物質を運送することを認められたものについては、6の規定に基づき要求される水中排出口は、義務付けられていない。

8　水中排出口は、ビルジわん曲部の付近の貨物区域内に位置するものとし、船舶の海水取入口により残留物と水との混合物が再度取り入れられることを避けるように配置する。

9　水中排出口の配置は、海洋に排出された残留物と水との混合物が船舶の境界層を通過することのないようなものとする。このため、排出が船舶の船体外板に対して垂直となるときは、排出口の最小の直径は次の式によつて決定する。

$$d = \frac{Qd}{5Ld}$$

この場合において、

dは、排出口の最小の直径とし、メートルで表す。

Ldは、船首垂線から排出口までの距離とし、メートルで表す。

Qdは、船舶が残留物と水との混合物を排出口を通じて排出する最大排出容量とし、一時間当たり立方メートルで表す。

10　排出が船舶の船体外板に対してある角度で向けられるときには、9に定める関係式は、船舶の船体外板に対し垂直の場合のQdの成分をQdに代えることによつて修正する。

11　スロップ・タンク

この附属書は、スロップ・タンクの取付けを求めるものではないが、スロップ・タンクを一定の洗浄方法について必要なものとすることができる。貨物タンクは、スロップ・タンクとして使用することができる。

第五章　有害液体物質の残留物の排出作業

第十三規則　有害液体物質の残留物の排出の規制

第三規則の規定が適用される場合を除くほか、有害液体物質又は当該物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の混合物の残留物の排出の規制は、次の要件に従うものとする。

1　排出規定

1.1　X類、Y類又はZ類に指定される物質、当該物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の混合物の残留物の海洋への排出は、当該排出がこの附属書に規定する適用可能な運航上の要件に完全に適合するように行われない限り、禁止する。

1.2　予備洗浄又は排出方法がこの第十三規則に基づいて行われる前に、関連するタンクについては、手引書に定める方法に従い最大限度まで空にするものとする。

1.3　第六規則に基づき、分類されず、暫定的に査定されず、若しくは評価されなかった物質又はこれらの物質の残留物を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の混合物の運送は、これらの物質の海洋への二次的な排出と共に禁止する。

2　排出基準

2.1　この第十三規則の規定がX類、Y類又はZ類の物質、当該物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の混合物の残留物の海洋への排出を認める場合には、次の排出基準を適用する。

.1　自航船にあっては七ノット以上、非自航船にあっては四ノット以上の速力で航行中であること。

.2　水中排出口が設計される最大容量を超えない排出口を通じて排出が喫水線の下方において行われること。

.3　最も近い陸地から十二海里以上離れ、水深二十五メートル以上の場所において排出が行われること。

2.2　二千七年一月一日前に建造された船舶については、Z類の物質、当該物質と同等のものとして暫定的に査定される物質又はこれらの物質を含有するバラスト水、タンク洗浄水その他の混合物の残留物の喫水線より下方における海洋への排出は、義務付けられていない。

2.3　主管庁は、船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する当該船舶については、最も近い陸地から十二海里以上離れた場所に関するZ類の物質に係る2.1.3に定める要件を免除することができる。さらに、主管庁は、自国を旗国とする特定の船舶について、当該船舶が一の隣接する国の主権又は管轄の下にある水域における航海に従事する場合には、関係する二の沿岸国の間の書面により免除の合意が成立した後に、第三国が影響を受けない限り、最も近い陸地から十二海里以上離れた場所における排出に関する同様の要件を免除することができる。当該合意に関する情報については、三十日以内に国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその情報を了知し、及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国にその通報を回章に付する。

3　貨物の残留物の通風

タンクから貨物の残留物を除去するため、主管庁の承認する通風方法を採用することができる。この通風方法は、付録七に従うものでなければならない。その後、タンクに取り入れられる水は、清浄なものとみなされるものとし、この附属書の排出要件の対象としてはならない。

4　予備洗浄についての免除

船長の要請により、予備洗浄についての免除は、次のいずれかのことが認められる場合には、受入国の政府によつて認められることができる。

.1　取卸し後のタンクが同一の物質又は取卸し前の貨物と一貫性を有する他の物質を再度積み込む予定であること及び当該タンクが積込みの前に洗浄されず、又はバラストを積載しないこと。

.2　取卸し後の貨物タンクが海上において洗浄されず、かつ、バラストを積載しないこと。この第十三規則の適用可能な規定に基づく予備洗浄は、他の港において実施されなければならないこと。ただし、当該港における受入施設がこのような目的のために利用可能であり、かつ、適当であることが書面によつて確認された場合に限る。

.3　貨物の残留物は、付録七に従い主管庁が承認する通風方法によつて除去するものする。

5　洗浄剤又は添加剤の使用

5.1　水以外の洗浄媒体（例えば、鉱物油、塩素系溶媒）がタンクを洗浄するための水に代えて使用される場合において、その排出は、附属書Ⅰ又はⅡのいずれかの規定であつて当該媒体が貨物として運送されたときに適用されることとなるものによつて規律される。当該媒体の使用に関係するタンク洗浄方法は、手引書に定めるものとし、主管庁が承認する。

5.2　少量の洗浄添加剤（洗剤製品）がタンク洗浄を行うために水に加えられる場合には、急速に生物分解し得るものであつて洗浄添加剤の十パーセント未満の合計濃度を有するものを除くほか、X類の汚染物質を含有するいずれの添加剤も使用してはならない。前回の貨物によりタンクに適用された規制に追加していかなる規制も適用してはならない。